

許可番号第 02310041135 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

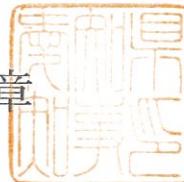
住 所 名古屋市東区代官町33番9号

氏 名 株式会社 島田商店
代表取締役 島田 謙一 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村秀章



許可の年月日 令和5(2023)年10月26日
許可の有効年月日 令和12(2030)年10月25日

複写禁止

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 4品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

(2) 積替え、保管を含む。

廃油、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、纖維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

小牧市大字東田中字花塚1567番1

(2) 面積

173.43m² (保管面積 8.81m²)

(3) 産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、纖維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

12.54m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

複写禁止

4 許可の更新又は変更の状況

平成 3年 9月 9日 新規許可

平成 8年 7月 18日 更新許可

平成 13年 9月 9日 更新許可

平成 18年 9月 9日 更新許可

平成 23年 9月 9日 更新許可

平成 28年 9月 21日 更新許可

令和 3年 9月 9日 更新許可

令和 5年 10月 26日 更新許可（優良認定）

令和 5年 10月 26日 変更許可

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無